

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20260507	有限会社西村商事(法人番号7260002027513)代表者西村佳明	岡山県新見市哲多町花木2178番地	本社営業所	岡山県新見市哲多町本郷852-2	輸送施設の使用停止(230日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第8条第1項、同法第9条第1項、同法第9条第3項後段、同法第17条第1項第1号、同法第17条第1項第2号、同法第17条第4項及び同法第60条第1項	令和6年11月13日及び同年12月13日に、情報提供を端緒として監査を実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画義務違反(事業用自動車の数)(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1条第5号)、(3)事業計画の変更認可違反(休憩休眠施設)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1条第6号)、(4)事業計画の変更事後届出違反(営業所の位置)(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号)、(5)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(7)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(10)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督の実施義務違反(安全規則第10条第1項)、(12)運行管理規定の制定義務違反(安全管理規定第17条第4項)、(13)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(14)事業報告書及び事業実績報告書の提出義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	23	23
20260508	有限会社山口水産輸送(法人番号6250002017185)代表者三野和人	山口県光市室積六丁目1-19	本社営業所	山口県光市室積新開二丁目12番5号	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同法第17条第4項	令和6年12月17日及び令和7年2月10日に、死亡事故を惹起したことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)	23	5
20260515	さこだ重車輛株式会社(法人番号9240001039600)代表者迫田照夫	広島県三原市長谷1丁目1-43	本社営業所	広島県三原市長谷町字有田2208-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第15条第3項及び同法第15条第4項	令和8年4月16日に、情報提供を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第15条第3項)、(2)限度超過車両の運行、条件等違反を防止するための指導及び監督の怠慢(貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2)	2	2
20260520	シモハナ物流株式会社(法人番号1240001036407)代表者下花実	広島県安芸郡坂町横浜中央1丁目6-30	松江営業所	島根県松江市東出雲町内馬1667-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年4月17日に、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

20260528	鶴山運送株式会社(法人番号2260001019631) 代表者中岡靖	岡山県津山市くめ字団地 50-79	本社営業所	岡山県津山市くめ字団地 50-79	輸送施設の使用停止 (40日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第2号及び 同法第17条第4項	令和7年3月7日及び同年3月31日に、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)ホイールナットの脱落に起因する車輪脱落事故惹起(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2及び第3項)、(3)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項、第2項及び第3項)、(4)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	4	4
20260528	有限会社三徳運送(法人番号1270002010325) 代表者橋本浩二	鳥取県東伯郡北栄町北尾 81-1	北栄営業所	鳥取県東伯郡北栄町大字 北尾81-1	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号及び 同法第17条第4項	令和7年1月16日及び令和7年2月27日に、死亡事故を惹起したことを端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録事項義務違反(安全規則第9条)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項、第2項及び第3項)、(7)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6